

H27年7月～9月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H27.7.10	工事要望の 取扱い	<p>1 市職員が町内会長に連絡なしに現場を確認して処置している。</p> <p>2 工事の開始、終了の連絡がない。</p> <p>3 市職員の判断で終わっている。 問い合わせがなければ1年が終わる。</p> <p>4 要は町内会長との「報告、連絡、相談」がかけられている。</p>	<p>日ごろは、西尾市の土木行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>ご意見のありました工事要望につきましては、要望工事の実施に対して連絡をしないまま現場が完了しましたことを先ずもってお詫び申し上げます。今後は、施工業者又は市から施工時期を含め、施工前の連絡を徹底してまいります。</p> <p>また、要望箇所の確認及び施工の判断は、全体の要望箇所が多いこともあり、先ずは職員により実施し、要望の内容が判断出来ない場合などは、町内会長様への聞き取りや立ち会いをお願いしているのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>次に、工事要望に対する問い合わせがなければ、1年が終わるとのことではありますが、400以上ある町内会から提出されます要望は、国、県及び市関係部署など土木課維持担当で対応していない要望も数多くありますので、現状どおり町内会長様からのお問い合わせにより、提出された要望の対応状況などについて回答いたしますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、工事要望を実施するためには、地元の協力が不可欠であると認識しておりますので、工事の施工にあたりましては、町内会長様との連携に努めてまいります。</p>	土木課	行政
H27.8.11	町並みの 保存	<p>今年度に、肴町の道路が舗装整備されるということを聞きました。どのような計画でなされるのでしょうか。</p> <p>私は、肴町の古い町並みが気に入り、安城から移り住みました。家を建てる時も周囲の景観に合わせて町屋風にしました。休日には、カメラを持った人が歩いているのをよく見かけます。ただ、肴町に住んでいる人は高齢化しており、このままでは町並みが保てなくなっていってしまいます。</p> <p>市の方でも早急に町並み保存に向けた取り組みをする必要があると考えます。西尾まつりの大名行列も、この町並みの中でやるからこそ価値があるのだと思います。また、道路の舗装整備に合わせて、電柱の撤去と町並みに合わせた道路にしてみたらどうでしょうか。ご検討ください。</p>	<p>日ごろは、西尾市の土木行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>今年度を実施予定の舗装工事ではありますが、町内会長から提出のありました工事要望書により現地を確認した結果、現況舗装に工事後の継ぎはぎが多く、歩行者などの通行に支障があると判断いたしました。このことから機能復旧を目的とした舗装の補修工事を行いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、今年度の施工範囲は、南側県道交差点から100メートル程度を予定しております。</p> <p>○施工範囲の変更 回答時の方針といたしましては、100メートル程度の施工を考えていましたが、地元町内会長との調整により、南側県道交差点から北側信号交差点まで、約200メートルの施工といたしました。</p>	土木課	住まい・まちづくり

H27年7月～9月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H27.8.11	町並みの 保存	同上	<p>市の町並み保全に対しての貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>町並みの保全につきましては、地域住民の方が地域の景観の良さを再認識し、まちに誇りと愛着をもてるものとするのが望ましいと考えます。</p> <p>そのためには、市民と行政とが良好な景観の保全や創出に対する考え方を同じにすることが必要だと思いますので、市民の皆さまの今後の機運を見極めてまいりたいと考えます。</p>	都市計画課	住まい・ まちづくり
H27.8.13	観光経路の 表示物	西尾市内の観光経路の途中に、小さな円形にカラーで西尾城を描き「文化の回廊 三河の小京都西尾 城下町歴史小径」と表記されたプレートのようなものを見かけましたが、これはマンホールではないのですか。	<p>この度は、西尾市観光行政に関して貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>発見されました円形のプレートにつきましては、マンホールではなく、平成7年に西尾市が文化と歴史の再発見を目指し、全国京都会議への加盟が認められ『小京都』に認定された際、ウォーキングコース上の目印として設置したものであります。</p> <p>なお、このプレートは、地場産業発展のため、西尾市特産の鋳物でできています。</p> <p>再度、西尾市へお越しいただいた際には、このプレートを目印に三河の小京都めぐりをお楽しみください。</p>	商工観光課	観光
H27.8.24	3歳未満を 保育園に預 ける場合の 母親の就労 時間	<p>現在2歳の娘の母ですが、子供を保育園に預ける場合の就労時間が1か月に120時間以上必要なのはなぜですか？ 1日6時間＋休憩時間1時間＝7時間は職場にいなければなりません。保育園に預けられる時間が8時～16時と考えると、母親が勤務できる時間帯が8時30分～15時30分ですが、時間がギリギリです。8時に保育園に娘を届けても娘の荷物の整理や、体温測定で保育園を出る時間が8時15分です。職場には10分前に着きたいとなると移動時間が5分しかありません。なのでほとんどの母親が延長保育を申し込んでいます。</p> <p>もう一つは、3歳未満の小さい子供を預けるので、もちろん体調不良を起こしたり、熱がでて、急遽保育園へ迎えに行かなければならない場面が多くあります。そうすると、正社員として働いているお母さん達は融通してもらえなかったり、周りに嫌な顔されるものです。そもそも正社員として働きたくないと思っただけでも休憩含む7時間勤務×週5の場合、時給によっては主人の扶養内で働けないので正社員になってしっかり稼ごうと思う人や、1か月に120時間以上の勤務の場合は社員として働いてもらわなければいけない会社もあります。</p> <p>どうか3歳未満のお母さんが働きやすいように、120時間以上ではなく100時間でも110時間でも少しでも就労時間を減らしていただきたいです。</p>	<p>3歳未満児を受け入れるための保育所認可基準は、3歳以上児に比べ、子どもに対する職員配置の割合が高く、保育室の広さも必要で西尾市内すべての3歳未満児のお子様を受け入れる体制が整っていませんので、保育の必要性の高い方を優先に考え就労時間の下限を120時間としています。</p> <p>しかしながら近年、女性の就労率は高くなっており、0歳から2歳児の保育園通園者は増加している現状です。</p> <p>また、就労形態も多様化していますので、今後就労時間の下限は検討してまいります。</p> <p>なお、入園基準に満たない方は、一時保育を市内で8園実施していますのでご利用いただければと思います。</p> <p>今後ともご理解とご協力をお願いいたします。</p>	子ども課	手続・届出・ 税

H27年7月～9月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H27.9.7	施設の改善	中畑の河川敷のテニスコート横の駐車場は、穴がボコボコあいており車で通るとき揺れる(危ない)ためコンクリートにして欲しい。	矢作川西尾緑地の河川敷地は、河川管理者であります国土交通省の許可のもとに設置しておりますことから、コンクリート舗装をするには時間がかかります。砕石等で早急に補修を行いますのでご理解をお願いいたします。	公園緑地課	施設
H27.9.7	施設の改善	一色南部小学校の体育館を利用する事があるのですが、雨の日は体育館の北側がかなりぬかるみ、利用するに当たり不便を感じております。 砂利などを敷くなど環境改善をしていただく事は可能でしょうか？	ご意見をいただきました一色南部小学校の体育館北側のぬかるみは、体育館の外側コンクリート部分に沿って設置されている側溝がつまり水が流れないことが原因とされます。側溝の泥を取り除くなどして改善を図りたいと思います。 なお、ご意見いただきました砂利の敷設につきましては、学校と協議した結果、児童がマラソンなどで走る場所なので敷設することは好ましくないとのことでしたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	教育庶務課	施設
H27.9.14	くるりんバスのダイヤ	くるりんバスの件ですが、2時間に1回しか回ってないので、とても不便ですね。他市は1時間毎です。200円になっても良いから回数を増やしてください。 見回すと高齢者が非常に多く、驚いています。このようなことに早めに手を打ってください。私も67歳になり、必要性を重く感じる日々です。	本市の六万石くるりんバスにつきましては、市街地線、西廻り線、東廻り線の3路線を運行しており、いずれの路線も8時台から17時台までの00分に西尾駅を出発するダイヤで、他市と同様に1時間に1便の運行となっております。 1時間ごとに、同じルートを「右まわり」「左まわり」と交互に運行しているため、ご不便をおかけしているかもしれませんが、バス停から左右両方向の目的地へ行けるようにすることで、より多くの皆さまが利用しやすいよう現在の形式となっております。 今後も、より一層利用しやすい六万石くるりんバスとなるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域支援 協働課	交通・防犯
H27.9.15	市ホームページの機能	市のホームページについてです。例えば、妊娠、子育てのコーナーですが、自分に何の申請が必要か、その申請をするには何を持っていけば良いのかなど、市民が状況を入力することで必要な情報が出てくるところがあったらうれしいです。 電話が苦手で、市役所に行く時間もあまりありませんので提案しました。	市ホームページは、お客様にお電話やご来庁をいただかなくても、市の情報を発信できる重要な手段と考えています。「妊娠・出産」「住居・引越し」など目的別にページをまとめたり、市ホームページを横断的に検索するウィンドウを設置したりしているところですが、必要な情報が手に入らない場合も多くあると考えます。 ご意見にありますとおり、お客様が必要とする情報が適切に手に入るよう、今後も適切なカテゴリー分けや、検索の結果の適切な表示、情報の充実に努めてまいります。	秘書課	情報

H27年7月～9月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H27.9.24	野焼き	西尾市では、野焼きは許されるのですか？ 野焼きがNGの時、どの様に対処すれば良いのでしょうか？	<p>野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止となっています。ただし、農林水産業を営むためにやむを得ない場合や、宗教上の行事など一部例外が認められています。しかし、このような場合においても近隣住民などの生活環境に支障を与える場合は、指導の対象となります。</p> <p>なお、家庭から出るゴミにつきましては、指定のゴミ収集場所にお出しいただくか、多量の場合はクリーンセンターに直接お持ちください。</p> <p>また、「野焼き禁止」に係る注意喚起につきましては、広報紙や市ホームページに掲載し、原則野焼きは禁止であることを周知してまいります。</p>	環境保全課	環境・衛生